

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年10月9日

【会社名】 株式会社 成学社

【英訳名】 SEIGAKUSYA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 太田 明弘

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市北区中崎西3丁目1-2

【電話番号】 06-6373-1529

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 藤田 正人

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市北区中崎西3丁目1-2

【電話番号】 06-6373-1595

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 藤田 正人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の親会社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社ニューウェーブ
住所	大阪府吹田市佐竹台三丁目12番11号
代表者の氏名	代表取締役 太田明弘
資本金	10,000 千円
事業の内容	有価証券の所有・売買、不動産の賃貸借管理、コンビニエンスストアの経営等

(2) 当該異動の前後における当社親会社の所有に係る当社の議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	11,760個	21.3%
異動後	11,760個	21.3%

(注1) 議決権所有割合については、平成27年9月30日時点の発行済株式総数より、自己株式(350,260株)を控除して計算しております。

(注2) 株式会社ニューウェーブの議決権所有割合は過半数ではありませんが、「(3) 当該異動の理由及びその年月日 異動の理由」のとおり、親会社に該当することとなりました。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

株式会社ニューウェーブは、当社代表取締役およびその近親者が100%出資する会社であり、同社および当社代表取締役ならびにその近親者が保有する議決権を合わせて、当社の議決権の過半数を有しておりますが、個人資産の管理を目的とした資産管理会社であることから、例外的に親会社に該当せず、「その他の関係会社」として開示してまいりました。今般、同社が事業を開始することを決定し、個人資産の管理を目的とした資産管理会社に該当しなくなったため、「親会社」に該当するものと判断いたしました。

異動の年月日

平成27年10月8日